

令和 7 年 11 月 1 日

重要事項説明書

この重要事項説明書は社会福祉法人十条龍谷会就労選択支援事業所ビハーラ十条が提供する指定就労選択支援事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

運営規定・重要事項説明書については、事業所内で自由に閲覧することが可能です。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 十条龍谷会
法人所在地	京都市南区吉祥院南落合町 40-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 川邊浩藏
電話番号	075-661-4501

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労選択支援
事業の目的	働く力と意欲のある障害者に対し、障害者本人が自分の働き方を考える事をサポート（考える機会の提供含む）すると共に、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。
事業所の名称	就労選択支援事業所 ビハーラ十条
管理者の名称	櫻井 祥太
事業所の所在地	京都市南区吉祥院南落合町 40-4
電話番号・FAX 番号	電話番号：075-634-4558 FAX 番号：075-671-6380
運営方針	1) 当事業所は、利用者に対して、希望する職種や生活を実現するためのアセスメントを行い、適切な情報を提供する。 2) 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。 3) 当事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他知的障害者援護施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努める。

開設年月	令和7年11月1日
定員	10名
通常の事業の実施地域	京都市南区
営業日及び営業時間	営業日：月曜日～日曜日 営業時間：午前9時～午後6時 (事業所カレンダーによる)
サービス提供日及びサービス提供時間	サービス提供日：月曜日～日曜日 サービス提供時間：午前9時～午後6時
主たる対象者	(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く) (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く) (3) 精神障害者(18歳未満の者を除く) (4) 難病等対象者(18歳未満の者を除く)

3. 施設

建物及び構造	鉄筋コンクリート造り 4階建 1階部分
--------	---------------------

4. 主な設備

設備の種類	室数	備 考
作業室	1室	1階専用区画
事務室	1室	法人本部と共用
相談室	1室	法人事業と共用
休憩室	1室	法人事業と共用
男子更衣室	1室	法人事業と共用
女子更衣室	1室	法人事業と共用
車椅子対応トイレ	1か所	特養と共用
男子トイレ	1か所	特養と共用
女子トイレ	1か所	特養と共用

※トイレのナースコール、消火・通報設備、エレベーター等の設備・環境は、業者による定期点検を行っております。

5. 職員の配置状況

(1) 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算 後の職員
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1名		1名			0.25名
就労選択支援員	1名		1名			0.75名

当事業所では、障害者総合支援法で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間帯 (9:00～18:00)	常勤 1 名
就労選択支援員	勤務時間帯 (9:00～18:00)	常勤 1 名

6. サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
アセスメントの実施	短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適正等の事項の整理を行います。
地域企業への実習	地域の企業やその他事業所の協力を得て、実習を行うことが可能です。
多機関によるケース会議の開催	アセスメントの結果の作成に当たり、その他の機関に対し、会議への参加その他の必要な協力を求めます。
アセスメントの結果の作成	利用者及び市町村、その他の関係機関の担当者を収集して会議を開催し、利用者の意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めます。
事業者等と連絡調整	アセスメントの結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックを行うなど、常に利用者の健康状況に注意するとともに、医療機関等との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
食事サービス	管理栄養士があらかじめ作成した献立表に基づき、希望者に食事を提供いたします。
その他	上記に附帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 12時00分～14時00分	1食 300円 (食材料費のみ)
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適当であるもの。	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
その他	サービス提供記録等の複写料金 A4サイズ1枚 在籍証明書等証明書類 1通 行政機関等への各種代行手続き手数料 1件	10円 800円 500円

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払い頂きます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

算定項目	金額（単位：円）	備考
就労選択支援サービス費	1,210	サービス利用にかかる基本料金です。
福祉専門職員配置等加算（I）	158	福祉専門職配置割合に対する費用です。
欠席時対応加算	995	利用予定を急遽中止した際に連絡調整や相談援助を行った際に月4回まで加算されます。
食事提供体制加算	317	事業所の提供する食事をとられた際に加算されます。

利用者負担上限額管理加算	1, 588	ご依頼により事業者が負担上限月額を超えて徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
在宅時生活支援サービス加算	3, 177	通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村に判断され、一定の要件を満たしたうえで支援を提供した際に加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 103/1000	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している事業者として京都市に届出のうえ加算されます。

(2) 訓練等給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

(3) 利用者負担金の支払方法

上記(1)、(2)の料金は1ヶ月毎に計算し、現金または振り込みにてお支払いください。入金確認でき次第、領収書を発行いたします。

8. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務は平日の9時～18時までです。

複写については、料金が必要となります。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、府、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

【損害保険会社名】三井住友海上火災保険株式会社

【取扱代理店】株式会社エスアールエム

11. 苦情相談について

サービス利用によるご意見・ご要望・苦情等があれば、下記窓口責任者により対応いたします。

また、市町村等から求められる報告や文書、物件の提出・命令・検査に応じ、市町村からの指導または助言を受けた場合には当該指導または助言に従って必要な改善の行う他、京都府社会福祉協議会に設置された運営適正委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査またはあっせんにはできる限り協力します。

当事業所 ご利用相談窓口	窓口責任者 櫻井 祥太（管理者） ご利用時間 9時～18時（事業所カレンダーによる休業日除く） 電話番号 075 - 634 - 4558
当法人 ご利用相談窓口	窓口責任者 岡本 康宏 ご利用時間 9時～18時（事業所カレンダーによる休業日除く） 電話番号 075 - 661 - 4501

行政機関その他 相談窓口	支給決定機関(区役所支所)： _____ 電話番号 _____ 南区役所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 電話番号 075-681-3282 京都府福祉サービス運営適正化委員会 電話番号 075-252-2152
第三者委員	吉澤 秀樹 電話番号 075-593-0800
人権擁護・虐待 防止責任者	櫻井 祥太（管理者） 電話番号 075-634-4558

1 2. 抑制・虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年に 1 回実施しています。
- ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

1 3. 身体拘束について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下 「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) 事業所はやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ③従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を年に 1 回実施

1 4. 協力医療機関

医療機関の名称	檜垣医院
医院長名	檜垣 正
所在地	京都市南区上鳥羽南中ノ坪町 30
電話番号	075-672-4034

診療科	内科、消化器内科、循環器内科（入院設備なし）
-----	------------------------

1 5. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応致します。
平時の訓練	別途定める消防計画により年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・ 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ ガス漏れ報知器 ・ 非常用電源 ・ スプリンクラー ・ 誘導灯 カーテンは防火性のあるものを使用しています。
消防計画等	消防署への届出日：令和7年6月10日 防火管理者：河田 一樹
保険加入	企業財産総合保険：日新火災海上保険株式会社 まごころワイド：三井住友海上火災保険株式会社
業務継続計画	感染症及び災害関連の計画を作成し、研修・訓練を年に各1回以上行っています。

※災害時は、別途定める「非常災害対策計画」に基づき行動します。

1 6. 衛生管理等

- (1) 職員・利用者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 就労選択支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 職員・利用者の飲用や手洗い等に使用する水については定期的に業者により点検を実施し、衛生管理を実施しています。
- (4) 職員・利用者の手指消毒、うがいの徹底により感染予防に努めます。
- (5) 感染症の蔓延防止のため、可能な限り利用者、家族様にマスク着用についてご理解とご協力をお願いいたします。
- (6) 感染症等の状況により、通所日時の変更をお願いする場合がありますのでご了解ください。
- (7) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染防止委員会）の定期的な開催及びその結果について職員に周知しています。
- (8) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (9) 事業所において、職員に対し、感染症の予防の研修を個なっています。

1 7. 当事業所ご利用に際に留意いただく事項

設備・器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での飲酒は禁止です。

	喫煙は決められた場所で、休憩時間をお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動は禁止とする。

18. 第三者評価の受審状況

当事業所の受診状況

第三者評価の実施の有無	無
実施をした直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

当法人の受診状況

第三者評価の実施の有無	有
実施をした直近の年月日	2023 年 3 月 29 日
実施した評価機関の名称	京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示状況	ホームページ
受診評価分野	介護

就労選択支援の提供に関し、本書面にに基づき重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 京都市南区吉祥院南落合町40-1

事 業 者 社会福祉法人十条龍谷会

代表者名 理事長 川邊 浩藏 (印)

事業所

就労選択支援事業所 ビハーラ十条

説 明 者：職名.....氏名.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労選択支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所.....

氏 名.....印

身元保証人 住 所.....

氏 名.....印

続 柄 (利用者との関係).....

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所.....

氏 名.....印

続 柄 (利用者との関係).....